



甲府市国土強靱化地域計画【概要版】

第1章 はじめに

【策定の背景・趣旨】

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法に基づき、翌年6月「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」が閣議決定された。

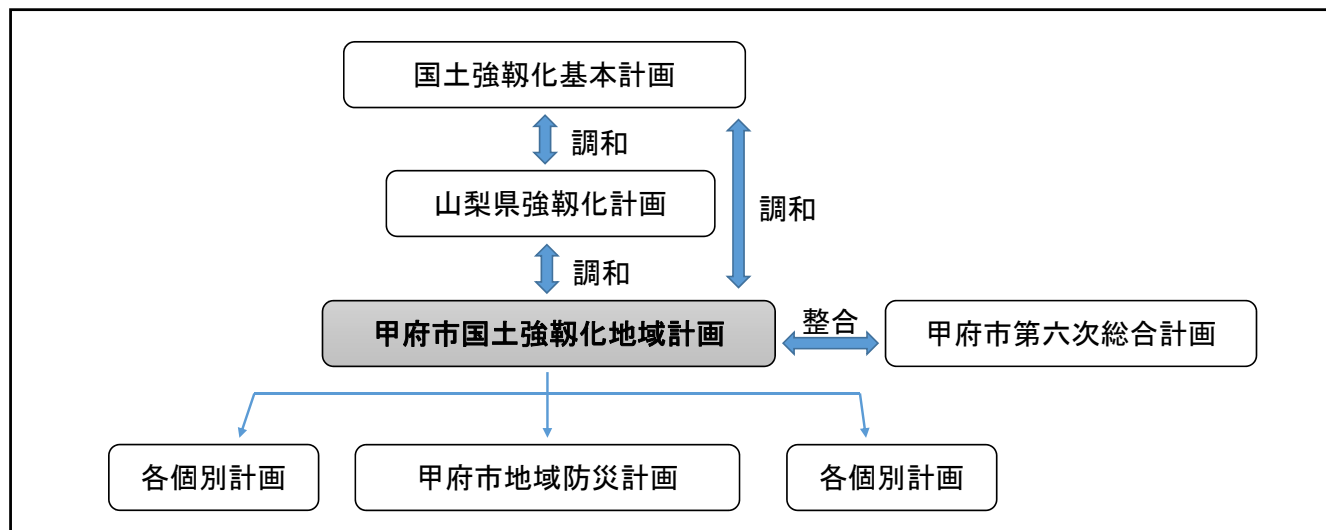
また、山梨県においては、基本法第13条に基づき、基本計画と調和を図りながら平成27年12月「山梨県強靱化計画（以下、「県強靱化計画」という。）」を策定し、令和2年3月に改訂がされた。

こうした中、本市においても「甲府市国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）」を策定し、地震や風水害、土砂災害等の大規模災害などに備え、災害発生時における被害の軽減と市民生活及び都市機能の早期回復が図られるよう、「強さ」と「しなやかさ」を持った持続可能なまちづくりを推進する。

【計画の位置づけ等】

本計画は、本市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものであり、国土強靱化の観点から、甲府市地域防災計画をはじめ、強靱化に関する様々な分野の計画の指針とする。

なお、本計画の策定にあたっては、基本計画との調和が保たれたものとするとともに、県強靱化計画が、本市を包含する県内全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つことにも留意し、また、「甲府市第六次総合計画」と整合を図り策定した。



【計画期間】

本計画の計画期間は、令和3年度を初年度とし、5年間とする。ただし、計画期間中においても社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

第2章 本市の特性

本市の「自然的特性」「社会的特性」「防災の取組状況」「気象災害」について整理するとともに、「今後想定する災害」として、洪水被害、土砂被害、地震被害、富士山火山噴火被害（降灰）を想定した。

第3章 基本的な考え方

【基本目標】

基本計画及び県強靱化計画との調和を保ちつつ、大規模災害等に備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った持続可能なまちづくりを実現するため、次の基本目標を設定した。

- いかなる自然災害が発生しようとも
- ① 人命の保護が最大限図られる
 - ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小限化
 - ④ 迅速な復旧復興

【事前に備えるべき目標】

基本目標を基に、8つの事前に備えるべき目標を設定した。各目標に沿って、大規模災害等を想定する中で、「起きてはならない最悪の事態」を明確にし、最悪の事態に至らないため、事前に取り組むべき施策を平時から持続的に推進する。

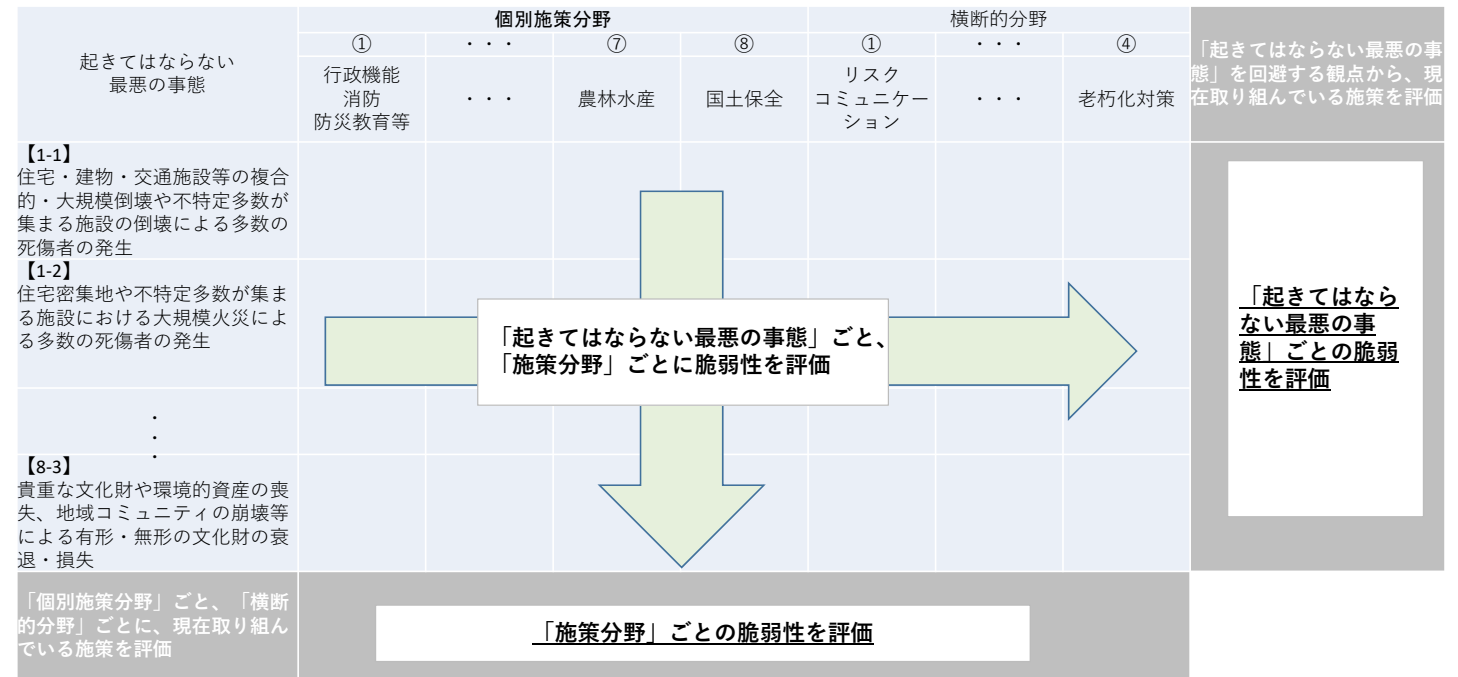
- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第4章 脆弱性評価

国が定めた「脆弱性評価の指針」に基づき、本市が直面する恐れのある大規模災害等に対応するために実施している、現行の取組の課題や今後の対応に関する評価を行った。

【脆弱性評価の流れ】

- ① 想定するリスクの設定
- ② 基本目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」の設定
- ③ 「施策分野」の設定
- ④ 脆弱性評価（起きてはならない最悪の事態を回避するために行っている現行の取組の分析・評価）
- ⑤ 推進方針の検討（脆弱性評価結果に基づき、今後必要となる施策と推進方針を検討）



第5章 本市強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、本市における強靱化に向けて、「起きてはならない最悪の事態」を回避するため取り組むべき施策の推進方針〔346項目（再掲含む）〕を定めた。（次頁参照）

各分野における推進にあたり、それぞれの分野の間で相互に関連する事項があるため、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、関係部局が連携し、施策の実効性や効率性が確保されるよう十分に配慮する。

第6章 施策の重点化及び計画の推進・見直し

【施策の重点化】

本市における強靱化を限られた資源で、効率的・効果的に進めるため、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために効果が大きい施策や緊急性が高い施策、影響が広範囲にわたる施策、災害時だけでなく平時の活用度が高い施策等を重点化施策として選定する。

施策の重点化については、毎年度の計画の進捗管理を踏まえ、適宜見直しを実施する。

【計画の進捗と見直し】

推進方針の進捗状況を定量的に把握するため、重要業績指標（KPI）等の具体的な数値指標を可能な限り設定する中で、PDCAサイクルを繰り返し行い、見直しを行う。

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため取り組むべき施策の推進方針

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	推進方針(一部抜粋)
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅及び民間建築物等の耐震化の推進 ○様々な被害を想定した公共建造物の耐震化等の推進 ○液状化の危険に対する意識啓発 ○管理不全な空き家の倒壊の防止及び沿路沿道の閉塞の早期解消 ○避難路沿道建築物等の耐震化の促進
	1-2 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者、医療関係に係るボランティア等の支援体制の確保 ○消火栓、消火栓器具等の設置推進及び維持管理 ○防火水槽の耐震化等の推進
	1-3 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者全体計画の作成及び避難行動要支援者個別計画の作成の促進 ○雨水排水施設(下水道施設)の整備推進 ○浸水被害軽減の推進
	1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ヘリポートの確保等の推進 ○ホームページ、講演会等を活用した防災関連情報の提供 ○治山事業による土砂災害対策の推進
	1-5 豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○特に配慮が必要な患者に係る医療体制の整備 ○災害時における応急対策業務の協力体制の推進
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 交通網の寸断・途絶等により、被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進 ○上下水道施設に係る災害対策の強化 ○緊急物資の確保・供給(調達の協定、緊急物資受入体制の整備、緊急物資調達・輸送マニュアルの作成)
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> ○中山間地域集落の孤立化防止のための林道網の整備 ○多様な情報入手手段の確保
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> ○応援人員受入体制の整備 ○地域における災害対応体制の強化 ○消防団の活性化
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ○応援人員受入体制の整備(再掲) ○医療施設におけるライフライン及び災害用備蓄医薬品の確保体制の整備促進 ○市立甲府病院における災害時対応マニュアル等の活用の推進
	2-5 想定を超える大量かつ長期の観光客を含む帰宅困難者の発生・混乱	<ul style="list-style-type: none"> ○帰宅困難者対策の推進 ○観光協会等と連携した滞留旅客対策の推進
	2-6 富士山火山噴火による県東部エリアからの避難者受入後に本市において、災害が発生	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者受入体制の強化
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ○防疫用消毒剤等の確保体制の整備 ○被災者の衛生管理体制の整備 ○災害時保健師等活動マニュアルの見直し
	2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営マニュアルの見直し ○要配慮者、女性等に配慮した避難所運営体制の推進 ○指定避難所等の防災機能などの強化
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災や交通網、ライフラインの寸断・途絶による行政機関の長期にわたる機能不全	<ul style="list-style-type: none"> ○受援体制の構築 ○行政機能に係る各種訓練の実施 ○地震発生時等の業務継続体制の確立・検証 ○主要データ、プログラム滅失対策
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な情報入手手段の確保(再掲) ○公共施設等への再生可能エネルギー設備等の導入
	4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○住民参加型の訓練及び研修会等の実施 ○被災者への災害情報提供体制の整備 ○活動マニュアルの整備・見直し

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	推進方針(一部抜粋)
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化	<ul style="list-style-type: none"> ○甲府市中小企業振興融資による資金繰りの支援 ○小規模事業者の支援に関する法律に基づく支援
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における燃料確保体制の整備
	5-3 基幹的交通ネットワーク(中央自動車道・中部横断自動車道・鉄道)の機能停止又は市外との交通の遮断による物流・人流への甚大な影響	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進(再掲) ○ヘリポートの確保等の推進(再掲) ○緊急輸送道路に指定されている路線等の整備、維持管理
	5-4 食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ○市場における災害対策の強化 ○家庭や事務所等における飲料水や食料等の備蓄の促進
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における燃料確保体制の整備(再掲)
	6-2 上水道等の長期にわたる供給停止や汚水処理施設の機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ○上水道施設の耐震化の推進 ○浄化槽の整備等による防災対策の拡充 ○下水道施設の耐震化の推進
	6-3 地域交通ネットワークの分断	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送路となる幹線道路網の整備の推進(再掲) ○道路状況把握に係る近隣市町との協力体制の構築 ○建設業団体等からの被害情報収集体制の整備
	6-4 防災インフラの長期にわたる機能不全	<ul style="list-style-type: none"> ○道路、河川、砂防施設等に係る緊急対応マニュアルの作成、見直し ○応急仮設住宅確保体制の整備 ○様々な被害を想定した公共建造物の耐震化等の推進(再掲)
	6-5 富士山噴火の降灰によるライフライン機能の低下	<ul style="list-style-type: none"> ○陸上交通の復旧 ○降灰の処理 ○上下水道施設に係る災害対策の推進
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下建造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ○上下水道施設に係る災害対策の強化(再掲) ○管理不全な空き家の倒壊の防止及び沿線沿道の閉塞の早期解消(再掲) ○応急危険度判定の体制整備
	7-2 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○道路、河川、砂防施設等に係る緊急対応マニュアルの作成、見直し(再掲) ○様々な被害を想定した公共建造物の耐震化等の推進(再掲)
	7-3 有害物質の大規模拡散・流出	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害対策の促進 ○放射線・放射性物質に係る各種検査・調査体制の整備 ○石綿(アスベスト)に係る調査体制の整備
	7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○農村資源の保全管理活動の推進 ○新規就農者の確保・育成 ○森林の公益的機能の維持・増進
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理体制の整備 ○廃棄物の収集・運搬体制の整備 ○一般廃棄物処理施設に関する対策
	8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災力の強化を支える人材の育成 ○災害ボランティア活用体制の整備 ○ボランティアコーディネーター養成等の促進
	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財の特性に応じた防火対策の推進